

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	黒松内町健康増進事業関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

黒松内町は、健康増進事業関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益の影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

黒松内町

公表日

令和4年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業関連事務
②事務の概要	健康増進法第17条第1項に基づく保健指導及び第19条の2に基づく健康診査並びにがん検診を実施する。
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
成人健診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一 76の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 別表二における情報提供・情報照会の根拠 102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	黒松内町住民課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	黒松内町役場総務課 〒048-0192 寿都郡黒松内町字黒松内302番地1 0136-72-3311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	黒松内町役場住民課 〒048-0192 寿都郡黒松内町字黒松内302番地1 0136-72-3312

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I 1. ②事務の概要	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務を行う。また、番号法別表第一項番76に関する事務を行う。	健康増進法第17条第1項に基づく保健指導及び第19条の2に基づく健康診査並びにがん検診を実施する。	事後	
平成28年9月12日	I 3. 法令上の根拠	番号法別表第一76	番号法別表第一 76の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	
平成28年9月12日	I 5. ②所属長	保健福祉課長 川上 正広	保健福祉課長 佐藤 貢	事後	
平成28年9月12日	II 1. いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成28年9月12日	II 2. いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	
平成29年8月15日	I 5. ②所属長	保健福祉課長 佐藤 貢	保健福祉課長	事後	
平成29年8月15日	II 1. いつ時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年8月15日	II 2. いつ時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
令和1年6月13日	II 1. いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月13日	II 2. いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月13日	IVリスク対策	記載なし	リスク対策の項目を記載	事後	
令和4年3月9日	I 1.③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
令和4年3月9日	I 2.特定個人情報ファイル名	成人保険	成人健診情報ファイル	事後	
令和4年3月9日	I 4.①実施の有無	[未定]	[実施する]	事後	
令和4年3月9日	I 4.②法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第8号及び別表第二別表二における情報提供・情報照会の根拠102の2の項	事後	
令和4年3月9日	II 1.いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月9日	II 2.いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	